

# 小規模企業振興基本計画 (第Ⅲ期)

令和 7 年 3 月

この計画は、小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）  
第 13 条第 4 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

# 目次

## はじめに

### 第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

1. 現状認識 . . . . . 2
2. 基本的考え方 . . . . . 4
3. 4つの目標 . . . . . 8
  - (1) 需要を見据えた経営力の向上
  - (2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保
  - (3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進
  - (4) 支援体制の整備その他必要な措置

### 第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（15の重点施策）

1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策 . . . . . 14
  - (重点施策1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上
  - (重点施策2) 経営計画の策定
  - (重点施策3) 需要開拓・新事業展開
  - (重点施策4) 取引適正化対策
2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策 . . . . . 17
  - (重点施策5) 起業・創業
  - (重点施策6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ
  - (重点施策7) 多発する大規模災害等への対応
  - (重点施策8) 事業継続力の強化
  - (重点施策9) 人手不足対応、人材の育成・確保・活用
3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策 . . . . . 21
  - (重点施策10) 地域経済の活性化

(重点施策 1 1)	地域の生活・コミュニティの活性化	
(重点施策 1 2)	地域課題解決の推進	
4.	支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策	23
(重点施策 1 3)	支援機関の体制・連携強化	
(重点施策 1 4)	国と地方公共団体との連携強化	
(重点施策 1 5)	手続の簡素化・施策情報の提供	

### 第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1.	地方公共団体の責務	27
2.	小規模事業者の努力等	28
3.	関係者相互の連携及び協力	29

## はじめに

平成26年10月、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号。以下「基本法」という。）に基づき、小規模事業者<sup>1</sup>の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「小規模企業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。

基本計画については、基本法第13条第5項において「小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更する」と規定されている。

令和6年には、令和元年に実施された基本計画の変更からおおむね5年が経過したことから、基本法第13条第6項の規定に基づき、基本計画の変更について、令和6年7月19日に経済産業大臣より中小企業政策審議会に諮問がなされた。

これを受け、中小企業政策審議会では、実質的な議論を「中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会（植田浩史委員長）」で実施することとし、令和6年8月9日より、令和7年2月5日まで、計7回にわたり議論を行ってきた。

当該議論の結果を踏まえ、今般、基本計画を変更するとともに、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）及び中小企業に関する団体その他関係者が相互に連携を図り、協力することにより、小規模事業者の振興に関する施策があまねく全国において、効果的・効率的に実施されるよう努めることとする。

---

<sup>1</sup> 基本計画では、中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」と商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条第1項に基づく「小規模事業者」の概念を合わせて「小規模事業者」と定義する。具体的には、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人（宿泊業、娯楽業は除く））以下の事業者をいい、個人事業主やフリーランスも含まれる。

## 第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針

基本法第13条第2項第1号の規定に基づき、「小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針」について、以下のとおり定める。

### 1. 現状認識

中小企業・小規模事業者は、雇用の約7割・付加価値額の約5割を占める経済・社会の核心的存在である。小規模事業者は、そのうちの8割を超える約285万者<sup>2</sup>を占めており、令和元年の基本計画（第Ⅱ期）当時の最新データである約305万者と比べると約20万者が減少したこととなる。人口密度が低い地方部ほど、小売業等地域生活を支える小規模事業者が多く存在<sup>3</sup>し、地域のお祭り・イベント等広く地域活動に参加するなど地域にとって小規模事業者が欠かせない存在となっている。また、4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても、小規模事業者への期待は大きくなっている。

令和元年に実施された基本計画の変更以降、我が国においては、「新型コロナウイルス感染症の流行」「ウクライナ情勢が緊迫化する中での原油・原材料価格の高騰」「自然災害の頻発化・激甚化」等、小規模事業者の事業活動へ大きな影響を与えた5年間であった。

現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、設備投資額は、令和5年度に過去最高水準の伸びを記録した前年度に次ぐ水準の伸びを記録し、平成3年度以来の100兆円を突破。賃上げも、令和6年の春季労使交渉では5.1%と33年ぶりの高い伸びを達成した。まさに「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場となっている。足下の消

<sup>2</sup> 経済センサスでは、フリーランス、SOHO等の外観で把握困難な事業所を補足することが難しい。このため、税務統計と差が生じている。税務統計上は、営業等所得がある個人≒個人事業主数は412万者（令和3年国税庁統計「申告所得税」）となる。

<sup>3</sup> 小規模事業者の業種割合は、サービス業や卸・小売業が約6割と最も多い。建設・製造業が2割程度。（令和3年経済センサス-活動調査-再編加工）

費はいまだ力強さを欠いており、賃上げも地域や業態によってばらつきがある中、賃金上昇が物価上昇を上回ることで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好循環を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。

特に、製造業の国内回帰、インバウンドを含む観光消費の拡大、農林水産物・食品を含む輸出拡大等、地域経済の活性化に向けた大きな動きが見られる中、それらを支える小規模事業者の存在が欠かせない状況となっている。

一方、地方にとって厳しさを増す変化として、出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み高齢化が進むとともに、若者・女性にとって「いい仕事」「魅力的な職場」の不足や地域間・男女間の賃金格差等により地方離れが進み、域内需要の減少や労働供給制約・人手不足が一層進行している。このことが引き金となり、買物や医療・福祉、交通、教育など日常生活に不可欠なサービスの維持が困難となり、深刻化する地域も顕在化している。

こうした「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」のほか、小規模事業者の経営を巡る環境は、「経営者の高齢化・後継者不足」「原材料・エネルギーコスト等の上昇」「50年ぶりの円安水準」「日銀による度重なる利上げ」「DXの進展」「カーボンニュートラル・GXの重要性の高まり」等、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。

ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源に乏しい小規模事業者が、こうした事業環境の変化を踏まえながら販路開拓やマーケティング、人手不足、資金繰りといった経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であることから、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増している。特に、地域に根ざし、比較的規模の小さい事業者を中心に支援を行っている商工会・商工会議所は、小規模事業者にとって身近で重要な存在である。商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費については、三位一体の

改革や地方分権改革の流れを受け、都道府県に財源ごと移譲<sup>4</sup>され、地方公共団体が地域の実情を踏まえながら措置する仕組みとなっている。移譲された当時と比較すると、地方交付税の基準財政需要額<sup>5</sup>は減少<sup>6</sup>しており、都道府県による商工会・商工会議所に対する措置の実績も減少している。

しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様化・複雑化することにより、経営指導員等の業務が質・量ともに急増し、結果として人件費等の絶対額が不足している状況にある。こうした状況が引き金となり、人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化し、従来型の支援体制での対応が困難となっており、支援体制の強化が喫緊の課題となっている。

また、令和元年台風第19号～第21号や令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震等、我が国は、近年相次ぐ自然災害に見舞われており、こうした自然災害は全国どこでも起こりうるものとなっている。新型コロナウイルス感染症といった感染症やサイバー攻撃等による被害も発生しており、こうした状況は、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。

## **2. 基本的考え方**

こうした時代の転換点にあっては、過去の延長で日々の経営を続けていく従来型のビジネスモデルでは立ち行かなくなる可能性が高い。事業の拡大を目指す意欲的な小規模事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける小規模事業者においても賃上げを実現し、金利等のコストを負担していくためには、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。そして、今日、その前提として何より求められるのが、近年急速に技術進歩を重ねているデジタルを活用する力である。

---

4 三位一体の改革等の流れを受け、経営改善普及事業に要する経費が段階的に都道府県に移譲され、平成18年度をもって完全移譲（一般財源化、普通交付税による措置）。

5 基準財政需要額のうち、商工行政費（都道府県分）の商工会及び商工会議所の指導及び事業の助成に関する事務に係るもの。

6 基準財政需要額は、経営改善普及事業に要する経費が完全移譲された平成18年度から平成26年度にかけて減少。平成26年度から令和4年度にかけてゆるやかに増加。



これらの取組は、経営環境の厳しい小規模事業者にとってハードルが高く見えるかもしれないが、小規模事業者の特性、強みを十分に発揮し、新たな需要が喚起される分野に積極的に取り組むとともに提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、むしろ時代の転換点は「稼ぐ力」を高める好機となる。そうした好機を掴むことで、小規模事業者の「経営の自走化」が進み、事業の拡大や持続的発展、地域経済の成長発展への好循環へとつながることとなる。

当面は総人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受けとめた上で、人口規模が縮小し、結果として小規模事業者の数が減少する中でも、小規模事業者が地域経済や産業に与える質的な影響を踏まえた「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致するものであり、小規模事業者の振興と地方創生の双方の観点から取組を一体的に進めることで、一層の効果が期待される。なお、小規模事業者の中でも、特に小企業者（おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。以下同じ。）は、企業としての組織体制が整っておらず、事業環境変化に脆弱な面もあるため、小規模事業者の振興に当たっては、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう特段の配慮を払う必要がある。

（小規模事業者の特性、強みについて）

一般に小規模事業者は、経営方針や事業規模、業種等の面で多種多様であること、相対的に規模が小さく、大企業では対応できないような高付加価値でも少量の製品・商品・サービスの供給も可能であることから、取引先や消費者の多様なニーズにきめ細かに対応し、バラエティ豊かな製品・商品・サービスを提供することができ、そして新たなニーズを喚起することができる。地域とのつながりも強く、生活インフラや商業インフラ等の基盤サービスを提供するとともに、地域の企業や住民の多様なニーズをくみ取り、それに応じた付加価値の高い製品・商品・サービスも提供し、個性豊かな地域社会の形成にも寄与することができる。

さらに、SNS等のウェブメディアの発達により、テレビ等のマスメディアによらず、消費者が自分の関心のある情報に簡単にアクセスできるようになった結果、大企業でなくとも製品・商品・サービスに関する情報発信を適切に行えるようになり、小規模事業者の強みを一層生かしやすい状況となっている。

そして、小規模事業者は、所有と経営の一致という特性により、迅速な意思決定ができることから、ニーズに対応した戦略転換が容易であり、長期を見据えた行動が可能である。

こうした小規模事業者の特性、強みを活かしつつ、地域における経営資源を散逸させない観点から、小規模事業者の有する経営資源を次世代に引き継ぎ、新陳代謝（起業・創業・事業承継・廃業・再チャレンジ）の円滑化を進めることが重要である。

既に6割以上の小規模事業者が、地域の社会課題解決に向けたまちづくりや産業振興、安全・安心、環境保護、福祉・教育といった分野の課題解決に取り組んでおり、地域を支える担い手として、小規模事業者の社会的意義を再認識する必要がある。

（新たな需要が喚起される分野について）

今後需要が伸びゆく分野のひとつとして、グローバルな中間層の拡大とその余暇時間の充足先として、デジタルだけでは実現できない体験価値のニーズが高まり、移動コストの低下等と相まって、インバウンド需要が大きく高まっている点が挙げられる。観光、食、農林水産業、文化、伝統等は、国や地域に固有の体験価値を提供できる分野であり、国外の需要が大きく増加し、外貨獲得の絶好の機会となる。

特に小規模事業者は、こうした体験価値を生み出す地域資源をよく認識しており、前述した顧客ニーズへのきめ細かな対応が可能という強みを生かし、地域の体験価値を最大限引き出し、観光客等の国内外の顧客に対して多様で魅力的なコンテンツや体験、製品・商品・サービスを提供・発信することが求められる。その際、特産品や観光コンテンツの開発、販路開拓といった攻めの取組に加え、地域ブランドの保護等の守りの取組を進める必要がある。

また、時代や社会の成熟度の変遷に伴って人々の価値観が変化し、地方公共団体のリソースが不足する中で、新たな需要も創出される。具体的には、SDGsの浸透や若い世代の社会進出により、個人の経済的利益ではなく、社会課題の解決に効用を見出す層が増加しつつあり、社会課題解決に資する企業行動への需要も増加しており、地域とのつながりが強い小規模事業者に対する期待は今後更に高まると想定されるため、事業を通じて地域課題解決を図る取組を進める必要がある。

(需要を見据えた経営力の向上について)

小規模事業者は、こうした新たな需要が喚起される分野や急激な事業環境変化が自社の経営に与える影響等を適確に把握した上で、多様なニーズに対応した付加価値をきめ細かに提供できるよう経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展につなげることが求められる。そのためには、経営者が経営に必要なリテラシー（経営戦略・経営管理・会計・労務管理・知的資産・知的財産等）を高めていくとともに、経営者自らが将来の経営計画を策定する必要があり、具体的には、経営者のビジョンを文字化することで、社内外における共有を可能にし、経営計画に落とし込む過程において、外部環境や自社の強み・弱み、経営課題等についての分析を行うプロセスを経ることにより、経営の自走化を目指す必要がある。そして、これらの取組を実行する上で、デジタル技術の活用は必須であり、経営者は積極的にデジタルリテラシーを高めていく必要がある。

(支援機関の体制・連携強化について)

こうした小規模事業者の経営の自走化に当たっては、支援機関、特に商工会・商工会議所による手厚いサポートがより一層重要な役割を果たすこととなるが、前述のとおり、支援体制の強化が喫緊の課題となっている。このため、国と地方公共団体がそれぞれの役割分担の中で主体的に取り組むとともに緊密に連携し、経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保に努めながら、デジタ

ルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要がある。

また、個々の事業者の経営力向上に加え、地域の産業ビジョンを踏まえつつ、地域経済の活性化や地域の生活・コミュニティの活性化を目指す必要がある。このため、小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所だけでなく、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、都道府県等中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、金融機関等が自ら相互に、あるいはこうした主体を取りまとめる核となる事業体を中心となって、緊密に連携し、相談体制を含めた支援体制のネットワーク構築を進め、地域で総力を挙げて取り組む必要がある。

(自然災害等への対応と事業継続力の強化について)

近年、頻発化・激甚化する自然災害からの復旧・復興に当たっては、原則として事業者による自助努力が求められるものの、小規模事業者ほど事業の再建が困難となることから、早期の復旧・復興に向けて、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援が求められる。

また、被害の軽減や早期の復旧を図るためには、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じておくことが重要であり、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく必要がある。

### **3. 4つの目標**

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条並びに基本法第3条及び第4条の規定に基づき、同法第6条各号の規定に基づく4つの「基本方針」を踏まえた4つの目標について、以下のとおり引き続き踏襲する。

## (1) 需要を見据えた経営力の向上

－経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展－

経営に必要なスキル・知識は、経営戦略・経営管理・会計・労務管理・知的資産・知的財産・IT・意思決定力・実践力など多岐にわたるが、経営者によって得手・不得手があり、また必要なものも異なることから、小規模事業者が仲間とともに学び合う環境を提供するとともに、必要となるリテラシーを高めていくための取組を進め、経営者自身の自己変革への挑戦を促していく。

こうした取組を経て、小規模事業者自らが経営計画を策定していくことが求められるが、対応が困難な者に対しては、経営の自走化を目指すため、商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を通じ、策定を促していく。

また、販路開拓・マーケティングについては、多くの小規模事業者が重要と考える経営課題であることから、引き続き、おう盛なインバウンド需要をはじめとする国内外の需要の取り込みも意識した商談会や展示会、即売会への出展、ECサイトを通じた販路開拓等を促進するとともに、官公庁等からの発注における小規模事業者の受注機会を増やすための取組を進める。そして、経営者の意識改革、経営計画の策定、販路開拓・マーケティングといった一連の取組を踏まえ、経営の自走化を目指す事業者が、更なる取組として、知的財産の保護・活用を含め、自らの製品・商品・サービスの付加価値を高めながら、新たな価値を生むことで新事業を創出すること、既存事業を革新すること、それらの事業を展開することを促進する。

さらに、小規模事業者がその特性や強みを活かして提供する付加価値に適切な価格が設定されなければ、経営者の努力が稼ぐ力の向上に結びつかず、好循環は実現しないことから、サプライチェーン全体で構造的に価格転嫁を定着させるなど、取引適正化を図るための取組を進める。

加えて、小規模事業者の経営基盤の強化に向けて、地域の事業者同士が連携した営業協力や共同調達、持株会社化等による事務集約や戦略立案の高度化等、業種や地域の特性に応じた工夫による生産性向上も促進し、「共助」の取組を強化していく。

## **(2) 経営資源の有効活用、人材の育成・確保**

－新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対応、多様な人材の育成・確保・活用－

小規模事業者は、所有と経営の一致という特性により、迅速な意思決定ができる一方で、経営資源に乏しい小規模事業者ほど、事業承継が進まない傾向や、頻発化・激甚化する自然災害に対して事業継続が困難な傾向にある。経営資源の散逸や毀損を防ぎ、経営資源を有効に活用するため、新陳代謝の円滑化や事業継続力の強化を促進していく。

働き手の自律性や主体性の変化、ダイバーシティ・多様な働き方の進展、キャリアを通じた自己実現、テレワーク・リモートワークの普及等、働くことに対する意識や価値観の変化・働き方の多様化を踏まえ、また地域の産業振興や雇用増大、人口流出に歯止めをかける観点から、地域における起業・創業を進める。第三者の事業承継は、経営資源を引き継いだ形での創業、いわゆる第二創業にもつながるため、こうしたマッチング支援も進めていく。

また、経営者の高齢化や後継者不足の中で、小規模事業者の有する経営資源を次世代に引き継ぎ、社会全体で有効に活用していくという観点や、経営者の交代による経営変革を実現し、生産性・経営力の向上につなげる契機とする観点から、親族内・第三者承継等を問わずに事業承継を積極的に推進するとともに、事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。

さらに、近年、頻発化・激甚化する自然災害からの復旧・復興に当たっては、事業者による自助努力を原則としつつ、引き続き、国・都道府県・市町村と一体となった災害復旧を進める。

加えて、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、被害の軽減や早期復旧を図るためには、平時から事業継続のための取組を講じておくことが重要であり、経営者が経営計画の一部に取り入れて運用していくことや、経営者の意識レベルに応じた支援等、小規模事業者の事業継続力の強化を促していく。

そして、人材確保をコストではなく、未来への投資と捉え、賃上げや従業員一人一人の潜在力を十分に発揮するための環境整備に挑戦することが重要。このため、人手不足対策として、省力化投資により業務効率化を図りつつ、生産性向上や取引の適正化といった賃上げ原資を確保するための取組を進めていく。その上で、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための取組を進めていく。

また、様々な背景を有する全ての人々が能力を存分に発揮し社会の一員として活躍することによって、小規模事業者が提供する付加価値を更に高めることができる。

このため、最も重要な経営資源である人材の育成・確保・活用を人材戦略と捉え、経営戦略の一環として、多様な人材の育成・確保・活用を行うための取組を促進する。

### **(3) 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進**

ー地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化ー

地域のブランド化を促進し、外部からの需要を取り込むため、特産品や観光コンテンツの開発、それらの販路開拓といった攻めの取組に加え、地域団体商標を活用した地域ブランドの保護等の守りの取組を促進する。

また、小規模事業者の集合体で「共助」の枠組みを持ち、地域経済の活性化や地域の生活・コミュニティを支える上で重要な役割を担っている組合や商店街等が行う、地域住民の生活の利便性を高める取組を促進する。

さらに、社会の価値観の変化や地方公共団体のリソース不足の中で、地域とのつながりが強い小規模事業者に対しては、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても期待が高まっており、小規模事業者の社会課題解決につながる事業への参画を更に促すための取組を促進する。

#### **(4) 支援体制の整備その他必要な措置**

－支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化－

商工会・商工会議所における支援体制を強化するため、①経営指導員等の人件費、商工会館の施設整備費等の事業費の確保、②デジタルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、③広域的な支援体制の構築、④多様な支援機関（中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、都道府県等中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、金融機関等）同士の連携、⑤「早期相談・早期支援」体制の構築を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。その際、小規模事業者を支援する関係者が緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組んでいく。

また、各地での小規模事業者支援の底上げのため、小規模事業者支援を行う地方公共団体への支援を進めるとともに、国及び地方公共団体における知見・ノウハウの共有を図る観点から、情報共有・情報交換等の連携強化を図る取組を進めていく。

さらに、小規模事業者の負担を少しでも軽減する観点から、申請書類・手続の簡素化・合理化について不断の見直しを図る。併せて、支援施策が全国の小規模事業者に十分に行き渡っていない状況を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を中心に、会員・非会員関係なく、これまで以上に必要な情報を現場に届



けるよう促していく。その際、フリーランス<sup>7</sup>や店舗を持たない事業主体に対する情報提供等に留意する必要がある。

---

<sup>7</sup> 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に定める特定受託事業者をいう。

## **第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（15の重点施策）**

基本法第13条第2項第2号の規定に基づき、「小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」について、以下のとおり定める。

前述する現状認識及び基本的考え方並びに基本法第5条及び中小企業基本法第8条及び基本法第6条の規定に基づき、4つの目標の実現に向け、政府は15の重点施策を実施する。これら政策の実施に当たっては、同法第10条の規定に基づき、小規模事業者の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じ、経済社会情勢の変化に応じてそれらを充実していくことが重要である。

### **1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策**

中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第1号の規定に基づき、政府が以下の施策を実施することにより、小規模事業者の需要を見据えた経営力の向上を図る。

#### **（重点施策1）経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等） 向上**

- ・ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）に基づき経済産業大臣が認定する経営発達支援計画（以下「認定経営発達支援計画」という。）に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（経営者向けのセミナー開催等）への支援を講じる。
- ・ 中小企業大学校において、経営者や経営幹部等に対し、ケーススタディや自社の経営データを用いた演習を通じて、自社が抱える経営課題の解決につながる実践的かつ現場に即した研修の実施等の措置を講じる。

- ・ 知財経営リテラシーを向上させるため、特許庁、中小企業庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「工業所有権情報・研修館」という。）、日本弁理士会、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を活用し、セミナー開催や専門家派遣等を行う。

## **（重点施策2）経営計画の策定**

- ・ 認定経営発達支援計画及び都道府県知事が認定した事業継続力強化支援計画（以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（経営計画や経営革新計画、事業継続力強化計画の策定支援等）への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を受けながら自ら経営計画を策定して取り組む小規模事業者の販路開拓等への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を受けた小規模事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資の支援を講じる。
- ・ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画の承認や、当該計画の承認を受けた事業者に対して信用保険の保証限度額の別枠化、株式会社日本政策金融公庫による低利融資等の支援を講じる。
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画制度について、中小企業基盤整備機構をはじめ、地方公共団体や中小企業に関する団体等と連携しつつ更なる普及促進を図るとともに、事業者が自社のリスク等を正確に認識し、経営計画と一体となって経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報への対策を適切に盛り込んだ実効性の高い計画の策定と継続、見直しに向けた取組への支援を講じる。

### (重点施策3) 需要開拓・新事業展開

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（商談会・展示会・即売会等への出展支援、ECサイトを通じた販路開拓等の支援、新商品開発支援、製品・商品・サービスの付加価値向上支援、知的財産の保護・活用に関するセミナー開催・相談対応等）への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を受けながら自ら経営計画を策定して取り組む小規模事業者の販路開拓等への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を受けた小規模事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資の支援を講じる。
- ・ 複数の小規模事業者が参画して行う製品・商品・サービスのデザイン改良・ブランディング支援や、生産性・供給体制の向上支援、展示販売会・商談会等を通じた参画事業者の販路開拓への支援を講じる。
- ・ 小規模事業者の製品・商品・サービス等を商工会・商工会議所が発掘し、全国商工会連合会・日本商工会議所が全国的に展開する販路開拓イベント等への支援を講じる。
- ・ 生産性向上に資する革新的な製品・サービスの開発や海外事業を行う小規模事業者による取組への支援を講じる。
- ・ 企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すため、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への新規参入に係る取組への支援を講じる。
- ・ 輸出に関心のある小規模事業者の掘り起こしや専門家による伴走支援、展示会・商談会・越境EC等を活用した海外販路開拓等への支援を講じる。
- ・ 中小企業基盤整備機構において、地域の支援機関による小規模事業者への新たな取引先の開拓・マッチング・テストマーケティングの機会の提供等への支援を講じる。

- ・ 特許権等の保護・活用のため、特許庁による特許料等の減免や、工業所有権情報・研修館による相談対応等を行う。
- ・ 官公庁等からの受注機会を増やすため、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に沿った適切な対応が行われるよう周知・広報や相談対応等を行う。

#### **(重点施策4) 取引適正化対策**

- ・ 原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、小規模事業者の取引環境の改善を図るため、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の厳正な執行や相談窓口の運営、毎年3月、9月の「価格交渉促進月間」の設置とフォローアップ調査の実施、下請Gメンによる取引実態の把握等の取引適正化に向けた措置を講じる。
- ・ コストの上昇状況等、価格転嫁が必要となる理由を明確に示すことをはじめ、小規模事業者がしっかりと価格交渉の準備を行うことができるよう、全国のよろず支援拠点における価格転嫁サポート窓口の設置、受注者における価格交渉のポイントをまとめたリーフレットの公表や価格交渉の根拠材料として有用なデータの整備等を行う。
- ・ 「知財経営支援ネットワーク」の参加機関と知財Gメンとの情報共有を促進し、知財取引の実態把握を進めるとともに、「知的財産取引に関するガイドライン」の普及等を行う。
- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）を着実に執行する。

## **2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策**

中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第2号の規定に基づき、政府が以下の施策を実施することにより、経営資源の有効活用、人材の育成・確保を図る。

## **(重点施策5) 起業・創業**

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（創業計画の策定支援、起業・創業に関するセミナー開催・相談対応等）への支援を講じる。
- ・ 起業等の支援に取り組む市町村に対し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく創業支援等事業計画の策定支援を講じ、市町村や商工会・商工会議所、金融機関等による地域における創業支援体制を整備する。
- ・ 特定創業支援等事業による支援を受けた創業者に対し、地域の雇用や産業を支える創業間もない小規模事業者等が取り組む販路開拓等への支援や、登録免許税の軽減、株式会社日本政策金融公庫による低利融資等の支援を講じる。
- ・ 中小企業基盤整備機構による、起業家教育支援、地域における創業支援事業に対する協力、創業機運の醸成及び地域への波及に向けた経営者のロールモデルの発信等を行う。
- ・ 第三者の個人による事業承継は、経営資源を引き継いだ形での創業、いわゆる第二創業にもつながるため、事業承継・引継ぎ支援センターに設置する「後継者人材バンク」において、創業を目指す起業家と後継者不在の小規模事業者のマッチング支援等の措置を講じる。

## **(重点施策6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ**

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（事業承継計画の策定支援、事業承継等に関するセミナー開催・相談対応等）への支援を講じる。
- ・ 事業承継税制の活用を促すこと等により、円滑な事業承継を推進するとともに、後継者や後継者候補による事業承継を契機とした新しい取組等への支援を講じる。
- ・ 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、中小企業支援団体や地域金融機関、地方公共団体等と連携し、プッシュ型の事業承継診断により事業承継の気づきを促すとともに、事業承継計画

の策定支援や、後継者不在の小規模事業者と事業の譲受を希望する事業者等とのマッチング支援等の措置を講じる。

- ・ 安心してM&Aに取り組むことができるよう、令和6年8月に改訂した「中小M&Aガイドライン」の周知徹底等を行う。
- ・ 経営不振等の際に、事業再構築、M&A、廃業等を早期かつ切れ目なく相談できるよう、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点の3機関連携の深化等の措置を講じる。
- ・ 中小企業基盤整備機構が運営する、小規模事業者の生活の安定や事業の再建を図る退職金制度である小規模企業共済制度の整備等を行う。
- ・ 中小企業活性化協議会による、収益力改善・事業再生・再チャレンジに関する相談受付、課題解決に向けたアドバイスの実施、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について外部専門家を含めた個別支援チームによる再生計画の策定支援、事業継続が困難な企業について経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を通じた再チャレンジ支援等の措置を講じる。

### **(重点施策7) 多発する大規模災害等への対応**

- ・ 大規模災害発生時において、政府系金融機関や商工団体等に特別相談窓口を設置することに加え、災害復旧貸付の実施や小規模企業共済災害時貸付の適用等の初動対応を講じる。
- ・ 被災した事業者における被害状況の把握のため、被災地の商工会・商工会議所の職員や経済産業局からの応援要員による被害状況調査を実施する。また、被災した事業者の事業再建を支援するため、必要に応じて、全国から被災地の都道府県商工会連合会・商工会・商工会議所に職員・専門家等を派遣し、相談対応を強化するための支援を講じる。
- ・ 被災した中小企業・小規模事業者等の早期復旧の実現のため、地方公共団体と連携しつつ、災害規模に応じた施設・設備の復旧への支援を講じる。

- ・ 災害規模に応じ、事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路回復や販路開拓への支援を講じる。
- ・ 災害規模に応じ、商工会・商工会議所の経営指導員等による伴走支援を受けた被災小規模事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資の支援を講じるとともに、小規模企業共済制度の特例災害時貸付において、無利子の貸付を実施するなどの支援を講じる。

### **（重点施策 8） 事業継続力の強化**

- ・ 認定事業継続力強化支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（事業継続力強化計画の策定支援、計画策定後の取組、見直し状況のフォローアップ、認定経営発達支援計画に基づく経営計画策定の伴走支援と一体的な支援、中小企業基盤整備機構による支援との連動等）への支援を講じる。
- ・ 事業継続力強化計画制度について、中小企業基盤整備機構をはじめ、地方公共団体や中小企業に関する団体等と連携しつつ更なる普及促進を図るとともに、事業者が自社のリスク等を正確に認識し、経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報への対策を適切に盛り込んだ実効性の高い計画の策定と継続、見直しに向けた取組への支援を講じる。

### **（重点施策 9） 人手不足対応、人材の育成・確保・活用**

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（人材育成のための資格取得・スキルアップ・リスクリング等の支援、人材確保のための雇用支援、人材育成・確保・活用のためのセミナー開催等）への支援を講じる。
- ・ 人手不足対応に資する省力化投資への支援を講じる。
- ・ 労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けた取組の支援を講じる。



- ・ 中小企業基盤整備機構による、相談窓口の設置や中小企業ビジネス支援サイト「J - N e t 2 1」における人手不足解決の事例や支援策等に関する情報発信等を行う。
- ・ 民間事業者等が地域企業群や関係機関（地方公共団体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組への支援を講じる。
- ・ 賃上げ原資を安定的に確保するため、取引適正化や生産性の向上に向けた取組への支援を講じる。
- ・ 経営戦略と人材戦略を一体的に推進する「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」の活用の促進や、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組を推進するなどの措置を講じる。
- ・ 中小企業基盤整備機構に人材確保の専門家を設置するとともに、地域企業と経営人材とのマッチングを行うプロフェッショナル人材戦略拠点等との連携強化を行うことで、人材を確保する。
- ・ 「技能実習制度」を発展的に解消して創設する「育成就労制度」の運用開始に向け、着実に準備を進める。「特定技能制度」や「育成就労制度」の活用を通じ、人権に配慮しつつ、外国人材の受入れを推進する。

### **3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策**

中小企業基本法第8条各号及び基本法第6条第3号の規定に基づき、政府が以下の施策を実施することにより、地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進を図る。

## **(重点施策 10) 地域経済の活性化**

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（地域での需要開拓・販路開拓・販売促進等の支援、地域ブランドの開発等の支援等）への支援を講じる。
- ・ 複数の小規模事業者が参画して行う製品・商品・サービスのデザイン改良・ブランディング支援や、生産性・供給体制の向上支援、展示販売会・商談会等を通じた参画事業者の販路開拓支援を講じる。
- ・ 小規模事業者の製品・商品・サービス等を商工会・商工会議所が発掘し、全国商工会連合会・日本商工会議所が全国的に展開する販路開拓イベント等への支援を講じる。
- ・ 地域ブランドを地域団体商標として出願するに当たっての制度や活用事例の説明・専門家からの助言、地域ブランドを外国に商標出願する際の支援等を講じる。
- ・ 中小企業組合制度の活用（組合の組成等）を通じ、企業同士や個人同士が連携し、それぞれが保有するノウハウや経営資源を補完し合う取組を促進する。

## **(重点施策 11) 地域の生活・コミュニティの活性化**

- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（組合・商店街等が行う地域での生活・コミュニティの活性化に資するイベント等の取組支援等）への支援を講じる。
- ・ 商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成 21 年法律第 80 号）に基づく商店街活性化事業計画の認定や、認定事業者に対して信用保険の保証限度額の別枠化、課税の特例、都道府県又は市町村による無利子融資の支援を講じる。
- ・ 中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、株式会社日本政策金融公庫による低利融資の支援を講じる。

- ・ 中小企業基盤整備機構による、中心市街地活性化協議会や商店街等組織・まちづくり会社等を対象としたアドバイザー派遣や、専門家チームによるアドバイス、中心市街地活性化協議会支援センターによる協議会設立・運営に関する電話相談、情報提供、ネットワーク構築等を行う。

### **(重点施策 1 2) 地域課題解決の推進**

- ・ 域内企業や地方公共団体と連携しつつ、新たな価値創造や技術の活用等により、事業を通じて地域課題解決を図り、社会的インパクトを生み出しながら、収益を確保する「ローカル・ゼブラ企業」を創出・育成するエコシステムを確立するため、地域課題解決事業推進に向けた基本指針を普及する。
- ・ ローカル・ゼブラ企業の事業モデルや支援手法、小規模事業者でも取り組みやすい社会的インパクトの確立・普及を図り、インパクト投融資の拡大を図る。
- ・ 関係省庁の施策とも連携しつつ、域内外企業との連携強化やローカル・ゼブラ企業の持続可能な成長モデルの構築を図り、地域におけるローカル・ゼブラ企業創出・育成のエコシステムの定着化を図る。

## **4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策**

中小企業基本法第 8 条各号及び基本法第 6 条第 4 号の規定に基づき、政府が以下の施策を実施することにより、支援体制の整備その他必要な措置を図る。

### **(重点施策 1 3) 支援機関の体制・連携強化**

- ・ 経営指導員等の人件費や事業費の確保に必要な地方交付税措置を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業（経営指導員等の人件費、商工会館の施設整備費等の事業費）や、経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画に基づく取組に対して、都道

府県と定期的な連絡会議を開催し、実態把握や情報共有等を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携して支援を講じる。

- ・ 複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した認定経営発達支援計画及び認定事業継続力強化支援計画に基づいて実施する、広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための取組への支援を講じる。
- ・ 小規模事業者支援法に基づく経営指導員に対する研修・講習等を行う。
- ・ 中小企業大学校において、都道府県や地域の支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした研修、政策課題や経営環境の変化に対応した研修等を行う。
- ・ 支援人材の支援ノウハウの定着に向け、地域の支援機関等が行う経営支援に対し、中小企業基盤整備機構による支援ツールの提供や専門家の共同相談対応・同行支援を講じる。
- ・ 経営者が様々な事業環境変化に柔軟に対応するために必要な自己変革力を高められるよう、経営者との対話と傾聴を通じた経営力再構築伴走支援を進めるため、地域の支援機関等の職員等に対し、「経営力再構築伴走支援ガイドライン」を普及させる。
- ・ 商工会・商工会議所の経営支援に係るナレッジ・ノウハウの蓄積や、生成AIサポート支援ツールといったデジタルツールの開発・活用等、支援の質の向上や業務効率化の取組への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所が実施する、小規模事業者が国の制度改正や事業環境変化に対応するための窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する専門家派遣や相談員の配置等の取組への支援を講じる。
- ・ よろず支援拠点において、商工会・商工会議所等の地域の支援機関との連携強化により、様々な課題に対する相談対応等を行う。

- ・ 「知財経営支援ネットワーク」を活用し、よろず支援拠点や工業所有権情報・研修館による I N P I T 知財総合支援窓口等の連携強化による、知的財産の保護や活用に係る相談対応や支援等を講じる。
- ・ 各種補助金に係る申請データ等の連携基盤であるミラサポコネットを活用し、企業情報や支援ニーズ等を集約したマッチングプラットフォーム（成長加速マッチングサービス）を運用することを通じて、支援機関・金融機関等による能動的な支援を講じる。

#### **（重点施策 1 4）国と地方公共団体との連携強化**

- ・ 地域の実情に応じて、複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための取組を含め、地方公共団体が小規模事業者の経営の改善発達を目的として実施する施策への支援を講じる。
- ・ 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業（経営指導員等の人件費、商工会館の施設整備費等の事業費）や、経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画に基づく取組に対して、都道府県と定期的な連絡会議を開催し、実態把握や情報共有等を図りつつ、国と地方公共団体が緊密に連携して支援を講じる。
- ・ 小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の認定において、地方公共団体と緊密に連携する。

#### **（重点施策 1 5）手続の簡素化・施策情報の提供**

- ・ インターネットを活用した電子的な申請手続を促進し、入力項目の自動チェックや「ワンスオンリー（一度行政に提出された情報を活用することにより重複した提出を不要とする。）」等の措置を講じる。

- ・ 毎年、小規模事業者の動向及び小規模事業者の振興に関して講じた施策・講じようとする施策等を取りまとめて国会に報告・提出し、公表する。
- ・ インターネット（SNSや動画サイトも含む。）、マスメディア、地方公共団体及び様々な支援機関の広報媒体等、小規模事業者の目に留まりやすい多種多様な手法を活用した情報提供を行う。
- ・ 中小企業基盤整備機構による、中小企業ビジネス支援サイト「J - N e t 2 1」での情報発信や、支援機関に対する各種講習会の実施を通じ、政策の動向・支援施策・支援事例等の情報提供を行う。
- ・ 商工会・商工会議所が実施する、小規模事業者の事業活動に影響を与える国の制度の周知・広報の取組への支援を講じる。
- ・ 認定経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所が実施する取組（国や支援機関等の施策に関する周知・広報等）への支援を講じる。

## **第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

基本法第13条第2項第3号の規定に基づき、第1章及び第2章に掲げるもののほか、「小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について、以下のとおり定める。

前述する現状認識及び基本的考え方並びに同法第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、4つの目標の実現に向け、地方公共団体、小規模事業者及び中小企業に関する団体等は、以下の責務を有し、又は努力する必要がある。

### **1. 地方公共団体の責務**

地域経済・社会にとっては、地域や雇用を支える小規模事業者の経営が大きな影響を及ぼすことから、地方公共団体が主体となり、個々の小規模事業者が策定する経営戦略と併せて、当該地域の産業ビジョンの策定を進めていくことが重要である。こうした観点から、経営指導員等の人件費等の確保を含め、小規模事業者の振興に関する施策を効果的かつ効率的に講じるためには、三位一体の改革等で目指した原点に立ち戻り、その地域の自然的経済的社会的な条件に通じている地方公共団体が第一義的に施策を策定し実施する必要がある。

また、自然災害等への対応に当たっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をはじめとする災害関連法令との関係も踏まえつつ、より現場に近い地方公共団体が中心となって進めていく必要がある。

以上を踏まえ、都道府県は、国との定期的な連絡会議を通じて事例や知見を蓄積し、地域における産業政策の主体として自走化し、独自の取組も含め、小規模事業者の振興に関する施策を主体的かつ積極的に講じることが求められる。

その上で、商工会・商工会議所の支援体制を強化する観点から、経営改善普及事業への支援に当たり、関係市町村とも連携しつつ、商工

会・商工会議所の経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進めるとともに、その人件費や、商工会館の施設整備費等の事業費への支援を講じることが求められる。

また、都道府県は、複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための専門家派遣事業や合同セミナーの開催等の取組を進めるとともに、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画に関し、商工会・商工会議所をとりまとめながら、地域の特性を踏まえた設計について継続的に検討を進めることが求められる。

そして、自然災害等が発生した場合には、商工会・商工会議所を通じた被災事業者の被害状況の把握に努めるとともに、国と連携しつつ、災害規模に応じ、被災事業者の施設・設備の復旧の取組への支援が求められる。

## **2. 小規模事業者の努力等**

小規模事業者の事業の拡大や持続的な発展のためには、小規模事業者自らの経営戦略に基づく取組が不可欠である。その方向性としては、前述のとおり、経営に必要なリテラシーの向上、経営者自らの経営計画の策定、知的財産の保護・活用を含めた需要開拓・新事業展開、価格交渉のための競争力強化といった需要を見据えた経営力の向上や、新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化等の経営資源の有効活用、人材の育成・確保・活用について、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努める。特に、最も重要な経営資源である人材の育成・確保・活用を人材戦略と捉え、魅力的な賃金水準や柔軟な働き方、やりがいやスキルアップを含め成長機会を備えた良質な雇用の提供に努める。また、経営基盤の強化に向けて、地域の小規模事業者同士が連携した営業協力や共同調達、持株会社化等による事務集約や戦略立案の高度化等、業種や地域の特性に応じた工夫による生産性向上も促進し、「共助」の取組の強化に努める。

そして、こうした取組を通じた小規模事業者の経営の自走化に当たっては、支援機関、特に商工会・商工会議所による手厚いサポート



がより一層重要な役割を果たすこととなることから、商工会・商工会議所をはじめとする中小企業に関する団体は、小規模事業者の振興に主体的に取り組むよう努める。その際、人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化している状況を踏まえ、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化に努める。また、組合や商店街等は、小規模事業者による「共助」の枠組みの強化に取り組むよう努める。

さらに、大企業や中堅企業、金融機関、公益法人、NPO、税理士等の小規模事業者以外の者であって、その事業に関し小規模事業者と関係のある者は、国や地方公共団体が行う小規模事業者の振興に関する施策の実施について、協力するようにしなければならない。

### **3. 関係者相互の連携及び協力**

小規模事業者は全国津々浦々に存在しており、経営資源に乏しく、支援施策が十分に行き渡っていない状況を踏まえ、国や地方公共団体の連携のみならず、中小企業基盤整備機構や中小企業に関する団体その他の関係者が地域で総力を挙げて、前述する需要を見据えた経営力の向上や経営資源の有効活用、人材の育成・確保・活用に関する施策の周知・広報や相談対応、支援事例・事業者に関するデータ等の共有、経営者同士が交流できる機会等の提供、セミナー等の合同開催等の支援が、あまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、それぞれの強みを活かしながら適切な役割分担を行い、相互に連携を図りながら協力するよう努める。その際、フリーランスや店舗を持たない事業主体に対する情報提供等にも努める。